

外国人登録制度の廃止と改正住民基本台帳法の施行について

1 新しい在留管理制度について

- (1) 対象となるのは、適正な在留資格を有し、在留期間が3ヶ月を超える人です
- (2) 対象となる人には、住民票が作成されます
- (3) 対象となると思われる人には、仮住民票をお送りしています
- (4) 氏名の表記が変わる場合があります

2 今後、区役所で取り扱う手続について

- (1) 住居地の届出
- (2) 特別永住者証明書・更新・記載事項の変更・再交付申請
- (3) 住民票の写しの交付請求

「すでに在留資格の変更許可を
入国管理局から受けているのに
仮住民票が届かない・・・」
もしかしたら、区役所への届出を
忘れていませんか。
「そうかもしれない」と思ったら、
パスポートと外国人登録証を持って
7月6日までに手続をしてください。

北九州市外国人住民票コールセンター
☎0570-001667
時間：8時半～20時
期間：9月30日まで（土・日・祝日も開設）
* 英語・中国語・ハングルでも対応